

住民税申告、確定申告のお知らせ

令和8年度(令和7年分)の申告は次のいずれかの方法で申告してください。

1. パソコンやスマートフォンから電子申告する(確定申告)
2. ご自身で申告書用紙を用意して、郵送で申告する(確定申告・住民税申告)
 - 住民税申告書：河津町のホームページからダウンロードしてください
 - 確定申告書：税務署へお問い合わせください
3. 申告会場で申告する(確定申告・住民税申告) ●サンワーク下田 ●河津町役場

河津町役場での申告について

申告期間 令和8年2月16日(月)～3月16日(月) 土日、祝日を除く
9:00～16:00(12:00～13:00を除く)

申告会場 河津町役場 2階 第2会議室

e-Tax を使った確定申告

2月26日・3月4日・11日は、ご自身でマイナンバーカードを利用したスマホ申告をしていただきます。事前にマイナポータルアプリをインストールしておくと、スムーズに申告ができます。

持ち物 申告時の持ち物に加えて以下のものをお持ちください。

- スマートフォン(パソコンは役場で用意します)
- マイナンバーカードと英数字6桁～16桁と数字4桁のパスワード
(パスワードがわからない場合は再設定が必要になります。当日の再設定の場合、申告できないことがありますので、前日までに町民生活課で再設定を行なってください)

予約方法について

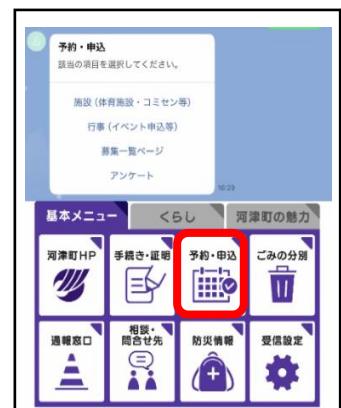
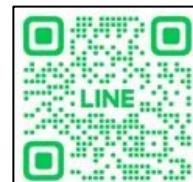
オススメ！

★ 河津町公式LINEでの予約

受付開始 1月26日(月)9時～

- ① トーク画面で「予約・申込」を選択
- ② 「行事(イベント申込等)」を選択
- ③ 「確定申告」を選択
- ④ 「予約する」を選択し、案内に従って入力する
予約完了通知がLINEで届いて予約完了！

※ 当日分の予約はできません



★ 電話予約

受付開始 2月2日(月) 8:30～16:30 ※(土日、祝日を除く)
担当部署 河津町役場 町民生活課 税務係
電話番号 0558-34-1928

申告時の持ち物

※郵送で申告する場合は申告書に下記書類のコピーを添付してください

● 本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等

(e-Tax を利用した確定申告の場合は 4 行・6 行以上のパスワードが必要になります)

● マイナンバーがわかるもの

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票

● 令和 7 年中の収入や必要経費がわかるもの

給与所得源泉徴収票、公的年金等源泉徴収票、事業・農業・不動産所得等の収支がわかる帳

簿・領収書等 **※ 事前に収入、経費の計算をお願いいたします**

● 各種控除に必要な証明書等

医療費控除の明細書、生命保険・地震保険・国民年金保険の保険料控除証明書

● 振込先(本人名義に限る)の口座番号がわかるもの(所得税の還付を受ける方)

確定申告が必要な方

【給与所得のみの方】(パート・アルバイト等を含む)

- ① 勤務先で所得税が源泉徴収されていない、又は年末調整をしていない方
- ② 2ヶ所以上から給与の支払いを受けている方
- ③ 年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料控除を変更する方
- ④ 医療費控除や寄附金控除等を追加する方

【年金所得のみの方】

- ⑤ 公的年金収入が合計400万円を超える方
- ⑥ 公的年金から源泉徴収された所得税の還付を受ける方
- ⑦ 公的年金の源泉徴収票に記載された控除内容(扶養、障害者、社会保険料など)の変更を行う方

【給与・年金以外の所得がある方】

- ⑧ 農業、営業、不動産、一時、雑所得がある方
- ⑨ 公的年金収入が合計400万円以下で、公的年金以外に20万円を超える所得がある方
- ⑩ 譲渡所得がある方
- ⑪ 青色申告をされる方
- ⑫ 住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方

下田市民スポーツセンター

(サンワーク下田)もしくは
河津町役場で確定申告をしてください。

下田市民スポーツセンター
(サンワーク下田)で確定申告をしてください。

住民税申告が必要な方

公的年金収入が合計400万円以下で、公的年金以外に所得がある方

収入がなく他の方の扶養になっていない方

河津町役場
住民税申告をしてください。

※上記は一例です。場合によってはサンワーク下田での確定申告が必要となることがあります。

問い合わせ:役場町民生活課 ☎ 0558-34-1928

税務署による確定申告について

区分	所得税の確定申告等	無料税務相談所
概要	確定申告期間中は、下田税務署では申告相談を行っていません。	無料税務相談所を開設します。
日程	2月16日(月)～3月16日(月) ※土日祝除く 土地等譲渡所得(総合譲渡所得、山林所得を含む)及び贈与税の相談については、3月2日(月)～3月16日(月)※土日を除くの期間中にお越しください。	2月17日(火)～2月19日(木)
時間	9:00～17:00(受付終了時間16:00) (※)入場には「入場整理券」が必要です。 (※)「入場整理券」は、確定申告会場での配布、又は、LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の二つの方法で配布しています(入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。)	9:30～12:00 13:00～16:00 (※)入場には「入場整理券」が必要です。 国税庁LINE公式アカウント→ 
会場	下田市民スポーツセンター(サンワーク下田) <下田市敷根761> 問い合わせ先: <u>下田税務署</u> ☎0558-22-0185 ※サンワーク下田への確定申告等に関するお問い合わせはご遠慮ください。	第一会議室、第二会議室
持ち物	・令和7年分の収入(所得)を証明する書類等(給与所得、公的年金等の源泉徴収票等) ・事業、不動産所得のある方は、収入及び経費が分かる帳簿や書類等(収支内訳書又は青色申告決算書はご自宅で事前作成をお願いします) ・各種控除証明書、領収書等(医療費控除の明細書はご自宅で事前作成をお願いします) ・本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの ・スマートフォン・マイナンバーカード ・マイナンバーカードのパスワード 英数字6桁～16桁のものと数字4桁のもの	第二会議室
その他	確定申告会場では、 <u>基本的にはご自身で</u> マイナンバーカードを利用したスマホ申告をしていただきますので、事前にマイナポータルアプリをインストールすると申告書の作成がスムーズに行えます。マイナンバーカードのパスワードについてご不明な場合は、町民生活課にお問い合わせください。	
期限	所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限：3月16日(月) 消費税及び地方消費税の申告と納税の期限：3月31日(火)	

確定申告出張相談について

税務署の職員が役場に来庁し、申告相談を行います。※事前予約制(役場での申告予約と同様です。)

受付：令和8年2月25日(水)

受付時間：9:30～15:30(12:00～13:00を除く)

会場：河津町役場2階 第2会議室

※ 譲渡所得(株式や土地、建物の売却による所得)及び贈与税の申告相談については役場では受け付けません。サンワーク下田で行われる確定申告会場をご利用ください。

書かない ✕ 確定申告

マイナンバーカードで 自宅からe-Tax

メリット たくさん♪

自宅から
申告可能

24時間
利用可能

受信通知から
いつでも内容確認

添付書類
提出不要

早期還付
(3週間程度で還付)

※メンテナンス時間を除きます
※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

すでに
約4人中3人が
e-Taxで
申告しています!!

✓ 確定申告書等作成コーナー

なら金額等を入力するだけで

自動計算で申告書が完成！

✓ マイナポータル連携で

給与、ふるさと納税、医療費等が

自動入力できる！

※ご利用には事前準備が必要です



スマホでも
できちゃう♪



作成コーナー



マイナポータル連携
の詳細は[こちら](#)



国税庁 法人番号7000012050002